

個人サンプラーを活用した作業環境管理

SY06-1

安井 省侍郎

厚生労働省 安全衛生部 環境改善室

1 はじめに

事業場で取り扱う化学物質等については、その危険・有害性の程度に応じて、労働安全衛生法令により、作業環境測定の義務づけ（104物質）、リスクアセスメントの実施の義務づけ（673物質）及び努力義務（約7万物質）が課されている。

作業環境測定については、安衛法第65条に基づく政省令により、事業者、作業場の化学物質等の濃度を測定・評価するために作業環境測定（A・B測定）を実施することが義務づけられている。

リスクアセスメントについては、安衛法28条の2に基づく指針により、気中濃度等を把握する方法として、個人サンプラーを用いた個人ばく露測定が示されているところである。

2 個人サンプラーを活用した作業環境測定の導入

技術の進展を踏まえ、作業環境測定の方法に、労働者の呼吸域の空気を正確に測定可能で、かつ、全作業シフトを通して作業場の測定・評価が可能な個人サンプラーによる測定方法を導入することは、事業者において、リスクアセスメント及び作業環境測定を一括して実施することを促進するものであり、労働者の健康の確保に資するものである。このため、将来的には、A・B測定と同様に、労働安全衛生法令で作業環境測定を義務付けられた広範な作業場に個人サンプラーによる測定を導入することを検討すべきである。

他方で、現在、個人サンプラーによる測定を実施できる作業環境測定士の数は十分でないため、一定の期間を設け、個人サンプラーによる測定を実施できる作業環境測定士の養成を推進する必要がある。

このため、個人サンプラーによる測定について、その特性が特に発揮できる以下の作業を先行して、部分的に導入し、作業環境測定基準に基づく測定として、A・B測定と個人サンプラーによる測定のいずれかを選択可能とする。なお、選択に当たっては、事業者が作業環境測定士、産業医等を含む安全衛生委員会又は衛生委員会での作業環境測定結果の評価などに関する意見を踏まえるものとする。

- (1) 発散源が作業者ととともに移動し、発散源と作業者との間に測定点を置くことが困難な作業（吹付け塗装など）
- (2) 有害性が高く管理濃度が低い物質を取り扱うことにより、作業者の動きにより呼吸域付近の評価結果がその他の作業に比べて相対的に大きく変動すると考えられる作業

一定期間経過後、個人サンプラーによる測定ができる作業環境測定士の養成状況と個人サンプラーによる測定を先行導入している作業場の状況などを改めて調査・検討し、円滑な導入が期待できると考えられる場合には、広範な作業場において導入することを検討する。

【略歴】

2002年ハーバード大学公衆衛生大学院修了（環境保健修士）、2009年東京工業大学大学院博士後期課程修了（博士（理学））。1993年に厚生労働省に入省後、一貫して労働安全衛生行政に携わり、2011年5月から2015年8月まで東電福島第一原発事故と除染作業の作業員の放射線障害防止対策を担当。2019年4月より環境改善室長。専門分野は有害因子の職業ばく露評価、放射線防護、規制の合意形成など。